

受託単価規定

株式会社緑化技研

第1条（目的）

この規定は、弊社が外部から受託し、又は請け負う業務（以下受託等事業という）の実施に必要な人件費の精算に適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（総則）

1. 受託等事業の実施に必要な人件費の精算は、この規定に定めるところにより計算する。
2. 受託等事業の契約額は、この規定に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額で契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（人件費）

1. 人件費は、当該受託等事業に従事する役員及び技師（以下「技術者」という）の受託単価による。
2. 受託単価は、表1の金額を用いる。
3. 人件費の額は、当該受託事業に従事する業務時間に受託単価を乗じて得た額とする。

表1 受託単価表

技術者の職種	単価 (円/時間)	1日あたりの 従事時間	備考
主任技術者	10,158	7.5	
理事、技師長	9,601	7.5	
主任技師	8,208	7.5	
技師（A）	7,220	7.5	
技師（B）	5,978	7.5	
技師（C）	4,864	7.5	
技術員	4,256	7.5	

【技術者の職種ごとの受託単価算出式】

$\frac{\text{国土交通省の設計業務委託等技術者単価①設計業務（最新の技術者単価）} \times 95\%}{1 \text{日あたりの従事時間}}$

1日あたりの従事時間

（附則）この規定は令和6年3月1日から施行する。

【技術者の職種区分定義】（国土交通省の設計業務委託等技術者単価より抜粋）

①主任技術者

先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。

②理事・技師長

複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。

③主任技師

定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

④技師（A）

一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。

⑤技師（B）

一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。

⑥技師（C）

上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。

⑦技術員

上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

【定型業務】

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務

【非定型業務】

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ

重要構造物の設計業務

- 文化性、芸術性が特に重視される業務
- 先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- 委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- 計画から設計まで一貫した業務